

根室管内市町連携に関する協定書

平成 2 9 年 1 月

根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町

根室管内市町連携に関する協定書

根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町（以下「根室管内市町」という。）は、市町村連携地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、根室管内市町が、相互に連携を図りながら、地域住民に必要な生活機能の確保及び地域の活性化を図るとともに、安心して暮らし続けられる地域とするため、市町村連携地域の形成に関して、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 根室管内市町は、前条に規定する市町村連携地域の形成に関して、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 根室管内市町が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及び根室管内市町の役割は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 根室管内市町は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 根室管内市町は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、根室管内市町が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、根室管内市町が協議の上、これを定めるものとする。

（協定の解消）

第6条 この協定を解消しようとする場合は、根室管内市町による協議により合意を得るものとする。

（定めのない事項等の処理）

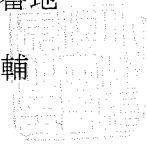
第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、根室管内市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、根室管内市町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月27日

根室市常盤町2丁目27番地

根室市長 長谷川 俊輔



野付郡別海町別海常盤町280番地

別海町長 曾根 興三



標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町長 西村 穰



標津郡標津町北2条西1丁目1番3号

標津町長 金澤 瑛



目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊屋 稔



別表第 1（第 3 条関係）

（１）生活機能の強化に係る政策分野

産業振興

ア 広域観光の推進

取組内容	各市町の役割
圏域内の地域資源を活かした広域観光を推進するため、外国人観光客等の受入体制の整備などに取り組む。	担当市町 ・当該取組に関する全体調整を行う。 その他の市町 ・広域観光の推進に向けて連携して取り組む。

イ 農業の担い手確保

取組内容	各市町の役割
圏域内の基幹産業の一つである農業の新たな担い手確保に向け、イベントへの出展による P R 等に取り組む。	担当市町 ・当該取組に関する全体調整を行う。 その他の市町 ・農業の担い手確保に向けて連携して取り組む。

別表第2（第3条関係）

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

地域内外の住民との交流・移住促進

ア 大学のゼミ合宿等の誘致

取組内容	各市町の役割
大学のない当該圏域において、域内資源を生かした地域関係者との交流活動による活力向上や大学の「知」、学生のアイデアを活用した地域振興を図るため、大学のゼミ合宿等を誘致する。	担当市町 ・当該取組に関する全体調整を行う。 その他の市町 ・大学のゼミ合宿等の受入を行う。 ・大学等と現地調査先等との調整を行う。

イ 教育旅行の誘致

取組内容	各市町の役割
交流人口の拡大のため、教育旅行の誘致を推進する。	担当市町 ・当該取組に関する全体調整を行う。 その他の市町 ・教育旅行受入の際の現地調整を行う。 ・教育旅行誘致に連携して取り組む。

ウ 移住・定住の促進

取組内容	各市町の役割
地域の活性化や圏域内に不足している人材を確保するため、移住・定住の促進に取り組む。	担当市町 ・当該取組に関する全体調整を行う。 その他の市町 ・移住・定住の促進に向けて連携して取り組む。

